

田原市社協あつみケアプランセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開設する田原市社協あつみケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援等（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅介護サービス計画等を作成する。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者を含む）に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 田原市社協あつみケアプランセンター

(2) 所在地 愛知県田原市保美町寺西21番地10

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

(2) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤・管理者と兼務）

主任介護支援専門員は、事業所の介護支援専門員が質の高い事業の提供が行え

るよう、指導するとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

(3) 介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員は、事業の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律
(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月
3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 ただし、管理者が特に必要と認めた時は、この限りでない。

(居宅介護支援等の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 指定居宅介護支援等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護
支援等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認めら
れる場所

(2) 使用する課題分析票の種類 全社協版(ガイドライン)

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認めら
れる場所

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低 1 ヶ月に 1 回 (要支援者は 3 ヶ月に 1 回)

(5) モニタリングの結果の記録 最低 1 ヶ月に 1 回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、
その実費を徴収する。この場合において、自動車を使用した場合の交通費は、次の
各号に掲げる額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートルを超え 20 キロ
メートル未満の区域 400 円

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 20 キロメートルを超える区域
600 円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書
で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は田原市内の区域とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事
故が発生した場合には、事業所の管理者等と連携し、速やかに利用者の家族、保
険者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置)

第 9 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する指針を定め、組織内の体制（委員会の開催、責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を図る。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 10 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。

2 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第 11 条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人田原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。